



令和 2 年 第 6 回 総 会  
会 議 録

期 日 令和 2 年 6 月 2 6 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

# 令和2年第6回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1 日    令和2年6月26日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	31	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	32	農地法第5条許可申請について
4	33	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
6月26日	午後3時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について            日程第1号
		5. 議案上程                日程第2号～日程第4号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義文	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水 孝広  
主幹兼農地係長 永江 靖博  
農地係参事補 前原 光博

午後 3時00分 開会

議長 令和2年第6回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。8番天達範隆委員、9番中原敬彦委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号 議案第31号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページからになります。大字、字、地番等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号50号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号51号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号52号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号53号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号54号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号55号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号56号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号57号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号58号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号59号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号60号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号61号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号62号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号63号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号64号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号65号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん。利用権設定をした者 ○○○○さんです。

全体の解約面積は畑が44筆で53,868㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番50号から65号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は6件で、所有権の移転に関する申請が3件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件、地上権の設定が1件です。

(整理番号21号)

整理番号21号の申請地は宮田町○○番、畑、161㎡です。

譲受人は ○○○○さん、公務員、○○○○さん 公務員です。

譲渡人は ○○○○さん、無職、○○○○さん 無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいのため、申請地と隣地を同時取得し、自分の家を持ちたく申請するため。」とのこと。

申請地は11ページに掲載してあります。

宮田町の天平会館より東側○○mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第1種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は161㎡で問題のないものと思われます。

造成については、隣接する宅地と一体利用し、整地のみとし、周囲には、ブロック積みをします。

建物は、高さ3.7mの平屋ですが、境界から2.5m程度控えて建築します。

(整理番号22号)

整理番号22号の申請地は塩屋南町〇〇番、畑、230㎡です。

借人は〇〇〇〇さん、会社員です。

貸人は〇〇〇〇さん、会社員です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の父です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、父の土地を借り受けて、居宅を新築して移転したいため。」とのことです。

申請地は13、14ページに掲載してあります。

火之神町、丸吉枕崎営業所の北西側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は230㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、現況のまま整地しますが、境界は周囲にブロック積みを施します。

建物は高さ7mの二階建てであり、農地境界より1m以上控えて建築します。

なお、北側農地所有者へ確認、承諾を得ているとのことです。

(整理番号23号)

整理番号23号の申請地は大塚北町〇〇番〇、畑、298㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいのため、親元に近く、夫の職場がある枕崎に居宅を新築し、移転したいため。」とのことです。

申請地は、16ページに掲載してあります。

サン・フレッシュ枕崎より西側へ〇〇mに位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね 50m 以内に既存住宅が 10 戸以上存在するため、不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は一般住宅で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 298 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われま

す。一般住宅への転用にあたり、一筆の土地を 2 筆に分筆し、50cm 盛土をおこないますが、境界は周囲にブロック積みを施します。

建物は高さ 5m の平屋造りであり、申請地東側農地から 2.5m 控えて建築します。

(整理番号 2 4 号)

整理番号 2 4 号の申請地は別府西町〇〇番、登記地目は、山林ですが、農地台長は畑として登録されており、面積は、1, 572 m<sup>2</sup>です。

借人は 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん、太陽光発電売電事業です。

借人は 〇〇〇〇さん、無職です。

賃借権の設定です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「日照条件が良好な申請地に、太陽光発電施設を建設するため。」とのことです。

申請地は、18 ページに掲載してあります。

別府小学校より西側約〇〇m に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり、代替地も検討しましたが、適地が見つからずやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 1572 m<sup>2</sup>を太陽光パネル (396 枚) 100.9kw を設置する計画で問題のないものと思われま

す。造成については現況のまま整地をおこないますが、周囲にはフェンス、南側の農地及び市道境界には、高さ 30 cm の畦畔を設けます。

雨水については、北側に (幅 10m × 奥行 4m、深さ 1m の,) 素掘りの調整池を設けます。更に、越流が発生した場合は、東側側溝へ放流します。

パネル高さは 1.3m です。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

(整理番号 2 5 号)

整理番号 2 5 号の申請地はまかや町〇〇番〇, 畑, 327 m<sup>2</sup>です。

譲受人は 〇〇〇〇さん、飲食店経営の自営業者です。

譲渡人は ○○○○さん、無職です。

転用目的は店舗敷地（来客用駐車場）です。

申請事由は、「飲食店の来客用の車置場が不足しており、申請地を駐車場として、利用したい。」とのことです。

整理番号25号の申請地は、20ページに掲載してあります。

県道枕崎・知覧線沿い JA 南さつま別府上手事業所の北東、約○○mに位置してあります。

申請人が経営する飲食店南側の道路向かいに位置しています。

農地の区分は申請地南東側に茶園団地が形成されており、農地の集団性が10ha以上となるため第1種農地と判断されますが、店舗敷地の拡張であるため不許可例外の既存施設拡張に該当します。

なお、既存施設敷地面積が850.39㎡で、拡張部分面積は327㎡であり、拡張部分が2分の1である425㎡以下となるため問題のないものと思われま

す。転用目的は来客用駐車場であり、代替地が存在しないため、致し方のない申請ではないかと思われま

す。計画内容は、普通自動車5台分の来客用駐車場の設置です。

計画面積は327㎡で問題のないものと思われま

す。来客用駐車場への造成にあたり、現況のまま、整地のみおこないます。

北側の農地境界及び南側の市道境界はブロック積み、東側農地境界は、土留めを施します。

車の出入りは南側の市道からおこなうとのことです。

(整理番号26号)

整理番号26号の申請地は小塚町○○番，畑，2，199㎡です。

借人は 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○さん，太陽光発電売電事業です。

借人は ○○○○さん，農業です。

地上権の設定です。

申請地に，賃借による，建築物が所有できる権利です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地に太陽光パネルを設置し，太陽光発電施設として活用するため。」とのことです。

申請地は，22ページに掲載してあります。

小塚公民館より東側約○○mに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり，農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第2種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり，代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定してあります。

転用目的は，太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

計画面積は2,199㎡を太陽光パネル(360枚)122.4kwを設置する計画で問題のないものと思われます。

造成については、現況のまま、整地のみで、周囲にはフェンス、東側には高さ30cmの畦畔を設けます。

雨水については、南側に(幅4m×奥行3m、深さ50cmの)、素掘りの調整池を設けます。更に、越流が発生したものは、南側の空地を介して市道側溝へ放流します。

なお、南側土地所有者へ確認、承諾を得ているとのことでした。

パネルの高さは1.2mです。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されています。

以上整理番号21号から26号まで、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号21号から23号について、天達委員をお願いします。

8番(天達委員) 6月17日に中原農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

まず整理番号21号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です。

21号の申請地は、説明にありましたとおり、宮田町に位置する農地で、現在不耕作の畑です。

申請地は、西側は市道、その他周囲は宅地であり、隣接する農地はありません。隣接する宅地と一体利用し、周囲には、ブロックを積、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

建物は、平屋ですが、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。雨水については、西側側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も西側の道に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

次に整理番号22号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇法書士です。

転用目的は一般住宅です。

22号の申請地は、塩屋南町に位置する小集団の農地で、現在は不耕作の畑です。申請地の北側及び東側は畑、南側は宅地、西側は市道です。

現況のまま整地しますが、境界にはブロックを積み、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は高さ 7m の二階建てであり、農地境界より 1 m 以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないよう計画します。なお、北側の農地所有者への同意書を要求してあり、確認、承諾を得ているとのこと。

雨水については西側、市道側溝へ放流します。

生活排水は合併浄化槽で処理後西側市道側溝へ排水します。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

次に整理番号 23 号について報告いたします。

立会人は同じく、申請人代理の〇〇〇〇法書士です。

転用目的は一般住宅です。

23 号の申請地は、大塚北町に位置する集団的な農地で、現在は保全管理されています。

申請地の北側は市道、東側は分筆された畑、南側は畑、西側は道路です。

盛土をおこないますが、境界は周囲にブロックを積み、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

なお、分筆し農地として残る部分は、農地として保全管理していくとのこと。建物は平屋造りであり、東側農地から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、北側市道側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後北側市道側溝へ排水します。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号 24 号から 26 号について、中原委員お願いします。

9 番（中原委員） 整理番号 24 号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇の社員である〇〇〇〇さんです。

転用目的は太陽光発電施設です。

24 号の申請地は、説明にありましたとおり、別府西町の小集団の農地で、登記地目は山林であります。

以前は、甘しょ畑として利用されていたとのことですが、現在は不耕作の土地です。

申請地の北側及び西側は市道、東側は宅地、南側は県道及び畑です。

現況のまま整地をおこないますが、周囲にはフェンス、南側には、畦畔を設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については、北側に素掘りの調整池を設け、地下浸透させます。更に、越流が発生した場合は、東側側溝へ放流します。

パネル高は 1.3m とし、日照通風等支障を及ぼさないように計画しています。

被害防除計画、資金調達計画も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号 25 号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

25号の申請地は、説明にありましたとおり、まかや町に位置する集団的な農地で、現在、保全管理されています。

西側は県道、北側は畑、東側は里道及び畑、南側は市道です。

現況のまま、整地のみおこない、北側及び南側はブロックを積み、東側は、土留めを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

構築物もないことから、日照通風等支障を及ぼしません。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま。

整理番号26号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇の社員である〇〇〇〇さんです。

26号の申請地は、説明にありましたとおり、小塚町にある小集団の農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地は、北側は道、東側は茶園、西側は茶園、宅地及び雑種地、南側はコンクリート敷きされた空地です。

整地のみで、周囲にはフェンス、東側には畦畔を設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については、南側に、素掘りの調整池を設け、地下浸透させます。更に、越流が発生したものは、南側の空地から市道側溝へ放流します。

なお、南側土地所有者への確認、承諾を得ているとのこと。

パネル高は1.2mとし、日照通風等支障を及ぼさないように計画しています。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上で報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第5条許可申請の整理番号21号から26号までの6件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めま。

よって、議案第32号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 (利用権設定)

日程第4号 議案第33号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は 23 ページからになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 6 1 - 1 号から 1 1 0 号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外 49 名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外 164 名で、設定面積は、畑が 28 筆の 25, 183 m<sup>2</sup>、樹園地が 455 筆の 554, 649 m<sup>2</sup>です。

(所有権移転)

次に所有権移転です。

整理番号 1 0 号、譲渡人は木場町の〇〇〇〇さん、譲受人は中央町の〇〇〇〇です。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転面積は 1 筆で 341 m<sup>2</sup>です。

整理番号 1 1 号、譲渡人は南九州市の〇〇〇〇さん、譲受人はまかや町の〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転面積は 1 筆で 1, 332 m<sup>2</sup>です。

整理番号 1 2 号、譲渡人はまかや町の〇〇〇〇さん、譲受人は白沢西町の〇〇〇〇さん。

経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で、移転面積は 1 筆で 1, 406 m<sup>2</sup>です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 6 1 の 1 号から 1 1 0 号までについて、並びに所有権移転の整理番号 1 0 号から 1 2 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 3 3 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第 3 3 号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午後 3 時 4 0 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 天達 範隆

会議録署名委員 中原 敬彦